２産技号外

令和２年（2020年）７月10日

関係団体の長　様

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

本部長　阿　部　　守　一

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第９項に基づく

感染防止策の徹底等について（要請）

　日頃は、産業労働行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

　また、新型コロナウイルス感染症対策に関する感染防止策等に格別の御高配を賜り、重ねて御礼申し上げます。

　さて、本県では７月９日に開催した新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議において、別添のとおり、７月10日から31日までの長野県としての対応についての基本的方針を定め、法第24条第９項に基づき、ガイドラインの周知を通じた感染防止策の徹底及びイベントの開催基準の遵守について引き続き要請すること等を決定しました。

つきましては、貴会会員や会員企業の従業員に対し、下記について周知していただくようお願いします。

なお、国の動向及び今後の県内の感染の状況等によっては、要請等の内容を見直す場合がありますので、御承知おきください。

記

１　要請内容

（１）ガイドラインに沿った感染防止策の徹底

　　　国の基本的対処方針では、今後の持続的な対策を見据え、業種ごとに策定されるガイドライン等を実践するなど、自主的な感染防止のための取組を進めることとされております。

令和２年６月１日付け産技号外で一般社団法人日本経済団体連合会が作成した、製造事業場及びオフィスにおけるガイドラインを送付したところですが、引き続き、取組の推進にご配意ください。

※以下のサイトでは、業種別ガイドラインの掲載先一覧の更新状況等が確認できます。

　　　　＜新型コロナウイルス感染症対策のＨＰ（内閣官房）＞

　　　　https://corona.go.jp/

（２）イベント開催基準の遵守等

　　　イベントの開催に当たっては、次に示す開催基準を遵守いただくとともに、適切な感染防止策の徹底を図っていただくよう会員の皆さまに周知してください。

　　　また、イベント主催者となる会員の皆様には、イベントを開催する前に参加者へ接触確認アプリのインストールを促すことや、感染拡大防止のため必要に応じて参加者名簿の作成などにより連絡先等を把握することについて周知してください。

　　　さらに、全国的な人の移動を伴うイベント又は大規模なイベントの開催を予定する場合には、県に事前相談をするよう施設管理者又はイベント主催者となる会員の皆様に周知してください。

|  |
| --- |
| イベント開催の目安（７月10日～７月31日）  ・屋内・屋外ともに5,000人以下  ・上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること。（できるだけ２ｍ）  ・全国的又は広域的な人の移動を伴うものは、中止を含めて、慎重な対応を求める。 |

（注）上記の人数は、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれている場合には参加者数のみを計上することとし、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれていない場合には両者を合計した数としてください。

また、上記の人数に満たないイベントであっても、イベントの形態や場所によってリスクが異なることには十分に留意いただくとともに、感染防止策の徹底をお願いします。

２　協力を依頼する事項

（１）感染が拡大している都道府県との往来に当たっての慎重な行動

直近１週間の人口10万人当たり新規感染者数が1.0を上回っている都道府県との往来に当たっては、次のとおり基本的な感染防止策の徹底など慎重な行動を取っていただくよう会員や会員企業の従業員の皆様に周知してください。

|  |
| --- |
| ・人ごみを避ける  ・接待を伴う飲食店などクラスターの発生する可能性がある場所への訪問を控える  ・感染防止の３つの基本（身体的距離の確保、人混みの中でのマスク着用、手洗い・手指の消毒）など、基本的な感染防止策を徹底する  ・当該地域から戻った後も自らの健康観察を行う |

また、当該地域から長野県にお越しになる方にも、マスクの着用など基本的な感染防止策の徹底や自らの健康観察を行うなど、感染拡大防止のためのご協力をいただけるよう周知をお願いします。

（注）７月９日現在で対象となる都道府県は、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、鹿児島県です。

なお、各都道府県の直近１週間の人口10万人当たり新規感染者数については、長野県ホームページで公表していますので、最新の情報をご確認ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/kenko/kenko/kansensho/joho/corona-doko.html>

（２）参加者又は利用者名簿の作成による連絡先等の把握

　国では、人と人との距離が確保されない場合など、感染拡大防止の観点から、施設の管理者等が、参加者・利用者の名簿を作成し、連絡先等を把握することについて周知するよう求めています。

本取組について、別紙を利用するなどにより、会員の皆さまに周知いただくようお願いします。

産業労働部産業技術課技術振興係

（参事兼課長）西原快英　（担当）林　俊哉

電話 026-235-7196 　ＦＡＸ 026-235-7197

Ｅメール [sangi@pref.nagano.lg.jp](mailto:sangi@pref.nagano.lg.jp)